

## 別記第 2

# 勸 告

本委員会は、別記第 1 における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 昇給制度

昇給制度については、人事院が国家公務員について行った勧告に準じて改めること。

#### (2) 諸手当

住居手当については、自らの所有に係る住宅に居住している職員に対する手当および単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住している職員に係る手当を廃止すること。

### 2 改定の実施時期

この改定のうち、(1)については、平成 25 年 1 月 1 日から、(2)については、平成 25 年 4 月 1 日から実施すること。